

日専連ベネフル加盟店規約

第1条（加盟店）

- 1.本規約を承認のうえ、株式会社日専連ベネフル（以下「当社」という。）に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体を加盟店とします。なお、本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約を本契約といたします。
- 2.加盟店は、本規約に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「カード取扱店舗」という）を指定のうえ、予め当社所定の書面をもって届出し、当社の承認を得るものとします。当社の承認のないカード取扱店舗で信用販売はできないものとします。なお、店舗・施設等の追加・取消しについても同様とします。
- 3.加盟店は、本規約に従い信用販売を行うカード取扱店舗内外の見やすい所に当社の指定する加盟店標識を提示するものとします。
- 4.加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第2条（信用販売）

- 1.加盟店は、下記（1）から（3）に記載したクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）を所持するカード会員（以下「会員」という。）がカードを提示して、物品の販売、サービスの提供を求めた場合には本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、店頭において信用販売を行うものとします。
 - （1）当社が発行するカード
 - （2）当社以外の日専連組織が発行するカード
 - （3）当社が業務提携した会社が発行するカード
- 2.当社の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により前項の信用販売を行うカードの範囲も変動するものとします。
- 3.加盟店は、商品券・印紙・切手及び当社が別途指定した商品、サービス等については、信用販売を行わないものとします。
- 4.加盟店は、本規約に従い信用販売を行うとともに、当社が定める規定、ルールおよび指示等（改定された場合は改定後のものを含む）を遵守するものとします。
- 5.本規約は、加盟店が店頭において行う販売について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引については、別途契約しなければなりません。

第3条（信用販売の種類）

- 1.加盟店が取扱うことができる信用販売の種類は、1回払い、2回払い、分割払い（3回以上をいう。）、ボーナス併用払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、ジャンプ払い、リボルビング払いと

します。ただし、1回払い以外については、当社が認めた加盟店のみで取扱うことができるとします。

- 2.本条第1項の信用販売の取扱期間は通年扱いとします。ただし、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いは当社が別途指定した期間の範囲内とします。

第4条（信用販売の方法）

- 1.加盟店は、会員からのカードの提示による信用販売の要求があった場合、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べたうえ、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載の会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、支払方法、加盟店名、加盟店番号、取扱日付、取扱者名等所定の事項を記入のうえ、会員の署名を徴求するものとします。その際、当該カード裏面の署名と売上票の署名を照合し、同一であることを確認して信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。
- 2.CAT（クレジットオーソリゼーションターミナル）端末機その他カードの有効性をチェックする機器（以下「CAT等」という。）を設置した場合は、その取扱契約に基づき、すべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、取扱契約に従い、当該カード裏面の署名と売上票の署名を照合し同一であること、また当該端末機に暗証番号の入力が必要な場合は、入力された暗証番号が真正であると当該端末機が判定したことを確認して信用販売を行うものとします。なお、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でCAT等の使用ができない場合は、本条第1項の手続きを行うものとします。ただしこの場合は、その都度事前に電話等により当社へ信用販売の承認を求めるとし、当社の承認を得たときは売上票の承認番号欄に当該承認番号を記入するものとします。
- 3.売上票に記載できる金額は、当該販売代金ならびにサービス提供代金（いずれも税金、送料等含む）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等を行わないものとします。
- 4.加盟店は、売上票の金額訂正、分割記載、取扱日付の不実記載等を行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄して新たに本条第1項の手続きにより、売上票を再度作成するものとします。
- 5.加盟店は、当社所定の売上票以外は使用できないものとします。ただし、当社が事前に承認した売上票については使用できるものとします。また、売上票は加盟店の責任において保管し、他に譲渡はできないものとします。

- 6.ボーナス併用払い、ボーナス2回払いの場合は、1件についての取扱金額を3万円以上とします。

- 7.ボーナス併用払いの場合は、ボーナス指定月の加算金額は信用販売の金額の50%とします。

第5条（信用販売の円滑な実施）

- 1.加盟店は、有効なカードを提示した会員に対して、商品の販売代金ならびにサービス提供代金について手数料等を上乘せする等現金客と異なる代金の請求をすること、およびカードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとします。
- 2.加盟店は、信用販売を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。
- 3.加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。ただし、売上票記載の売上日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
- 4.加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4条およびその施行規則に定める事項などを記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。
- 5.加盟店は、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」という。）を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売の取消の手続きを行うものとします。
- 6.加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、当該売上債権の譲渡手続を行った後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに当社に届出るとともに、当該会員と当該信用販売の精算について協議し合意した精算方法を当社に連絡するものとします。
- 7.加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、加盟店の事由により引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。

第6条（不審な取引の通報）

- 1.加盟店は、提示されたカードについて、カード名義・提示者の性

別・カード発行会社・会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量若しくは高価な購入の申込がある場合には、カードによる信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとし、一時に多数の顧客が来店し多数のカード提示があった場合には、特に注意を払うものとし、

2.本条第1項の場合、当社が当該取引におけるカードの使用状況の報告、カードおよびカード発行会社の確認、会員番号とカードの会員名の確認、本人確認等の調査およびカード回収の依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとし、

3.加盟店は、本条第2項の場合に限らず、当社が会員のカード使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとし、

4.加盟店は、当社がカードの不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとし、

第7条（信用販売可能額）

1.1回の信用販売可能額は、会員一人当りにつき、税金、送料等を含み3万円以内とします。1回の信用販売可能額とは同一日、同一売り場における販売額の総額をいいます。

2.当社は、必要と認めた場合、前項の信用販売可能額を変更できるものとし、加盟店はこれに従うものとし、

3.加盟店は、カード会員から信用販売可能額を超えて信用販売の求めがあった場合は、販売時点において当社の承認を得るものとし、当社承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとし、

第8条（信用販売責任）

加盟店は、第4条、第5条、第6条、第7条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、一切の責任を負うものとし、当社の申出により第15条の規定に従うものとし、

第9条（無効カードの取扱い）

1.加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通知されたカードによる信用販売を行わないものとし、

2.加盟店は、無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められるカードの提示を受けた場合、当該カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとし、

3.加盟店は、本条第2項に違反して信用販売を行った場合、一切の責任を負うものとし、当社の申出により第15条の規定に従うものとし、

のとし、

第10条（売上債権の譲渡）

1.加盟店は、第4条に基づく信用販売により会員に対して取得した売上債権（以下「売上債権」という。）は、売上債権の種類別に集計し、売上集計表を添付して当社宛に送付して譲渡するものとし、

ただし、C A T等を使用して信用販売を行った場合には、その取扱契約に基づき売上票の提出を行うものとし、

2.加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の譲渡を拒否されても異議を申立てないものとし、

3.本条第1項の債権譲渡は、当該売上票が当社に到着したときにその効力を発生するものとし、

4.加盟店は、売上債権および売上債権を当社に譲渡することにより発生する金銭債務を第三者に譲渡できないものとし、

第11条（商品の所有権の移転）

加盟店が会員に信用販売した商品の所有権は、当社が第12条の規定に基づき当該代金を加盟店に支払ったときに加盟店より当社に移転するものとし、

第12条（支払方法）

1.当社が譲渡を受けた売上債権の締切日および加盟店への支払方法は、売上票および売上集計表の到着日を基準とし、表記記載の売上締日に基づく支払日に第16条の加盟店手数料を差し引いて加盟店の指定口座に振込むものとし、

なお、支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日（ただし、月末支払日のときは前営業日）に振込むものとし、

2.加盟店が本規約に違反した売上票を当社に譲渡した場合、当社は当該代金の支払いを拒絶できるものとし、

3.加盟店から提出された売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、調査が完了するまで当社は加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとし、

第13条（会員との紛議とカード利用代金等）

1.加盟店は、会員に対して提供した商品またはサービス等に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を解決するものとし、

2.加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとし、

3.本条第1項の紛議を理由に会員が該当カード利用代金の支払いを拒否した場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとし、この場合、保留した支払代金について遅

延損害金は発生しないものとし、

4.当社からの紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由によりカード回収を依頼した場合、加盟店はカード回収に協力するものとし、

第14条（会員との紛議に関する措置等）

1.加盟店は、会員からの当社に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引態様（当該販売方法、勧誘行為がある場合にはその内容）、紛議の発生要因について報告するものとし、

2.加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が、会員の紛議が加盟店の割賦販売法35条の3の7に規定される行為その他法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとし、

3.加盟店は、本条第1項の報告、認定割賦販売協会の保有する情報その他の方法による当社の調査結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとし、

4.当社は、本条第3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことができ、加盟店はこれに従うものとし、当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これらに限られません。

①文書若しくは口頭による改善要請

②信用販売の停止

③本契約の解除

第15条（買い戻しの特約）

1.加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとし、

(1) 当社に譲渡した売上債権にかかる売上票が正当なものでないこと、その他売上票の記載内容が不実不備であった場合

(2) 第3条第2項の規定に違反して信用販売を行った場合

(3) 第4条、第5条、第6条、第7条に定める手続きによらず信用販売を行った場合

(4) 第9条第1項、第2項の規定に違反して信用販売を行った場合

(5) 第10条第1項の規定に違反した場合

- (6) 第12条第3項の調査に対して協力が無い場合
- (7) 第13条第1項の会員との紛議が解決されない場合
- (8) 会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合
- (9) 会員が、第5条第5項に定める信用販売の解除を行った場合
- (10) その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合

2. 加盟店は、会員からの信用販売の解除を受け入れた場合、当社所定の取消処理を行い、当該売上債権を買戻すものとします。
3. 第5条第6項の販売を行った加盟店が会員に対して商品またはサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、加盟店は当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。
4. 本条第3項の場合、加盟店は当該売上債権および他の売上債権の譲渡に伴い生ずる第12条第1項に規定する振込金から買戻し金額を差引充当すること、ならびに買戻し金額に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次買戻し金額に充当することを承諾するものとします。
5. 本条第4項の手続きを行ったにもかかわらず、残金がある場合、加盟店は当社の請求によりその残金を一括して支払うものとします。なお、買戻しの請求方法は当社が口頭または文書により加盟店に通知するものとします。
6. 加盟店は、本条に定める売上債権の買戻しを行った場合、原則として当社所定のキャンセル手数料を支払うものとします。

第16条（加盟店手数料）

加盟店は、会員等への信用販売額に対して表記記載の加盟店手数料を当社へ支払うものとします。なお、加盟店手数料は、当社において金融情勢の変動その他相当の事由により、当社が必要と認めた場合にはいつでも変更できるものとします。

第17条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 加盟店および当社は、本契約に基づき業務上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という。）を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、本契約に定める業務目的以外に利用したり、第三者に提供・開示・漏洩してはならないものとします。
2. 前項の営業秘密等には、当社より加盟店宛に提供する事務処理連絡票の情報等が含まれるものとします。
3. 加盟店および当社は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等すること

がないよう必要な措置を講ずるものとし、各々、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。

4. 加盟店および当社は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。
5. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第18条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た会員の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
 - (1) 加盟店および当社間でペーパーやMT等を媒介にオフラインで交換される当社の会員の個人に関する情報
 - (2) 加盟店が当社から直接受け取った当社の会員の個人に関する情報（申込書等）
 - (3) 当社を経由せず、加盟店が受け取った当社の会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
 - (4) カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される当社の会員の個人に関する情報（取引情報、残高情報等）
3. 加盟店は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、個人情報の滅失・毀損・漏洩に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合は、直ちに、当社に返却するものとします。ただし、当社の指示があるときは、その内容に従い返却または廃棄するものとします。
5. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第19条（クレジットカード番号等の管理）

1. 加盟店は、前条の個人情報のうち、クレジットカード番号等（当社がその業務上利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第1号に定める番号、記号その他の符合を含む。以下同じ）の滅失・毀損・漏洩等（以下本条および第21条において「漏洩等」という）が発生した場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると当社が判断した場合には、速やかに当社に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとします。
2. 加盟店は、クレジットカード番号等の漏洩等が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があ

ると当社が判断した場合には、その発生の日から速やかに、漏洩等の原因を当社に対し報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業者に対する必要かつ適切な指導を含む）を講じた上で、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。

3. 当社は、本条第2項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのクレジットカード番号等の漏洩が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。

第20条（再委託の場合の個人情報等の取扱い）

1. 加盟店は、本規約に関わる業務処理を第三者に委託する場合（以下、この委託を受けた第三者を「再委託先」という。）には、当社の事前の承認を得たうえで、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本規約における加盟店と同様の機密保持義務および個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。
2. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第21条（再委託の場合のクレジットカード番号等の管理）

1. 加盟店は、再委託先において、クレジットカード番号等の漏洩等が発生した場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると当社が判断した場合には、速やかに再委託先から漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けたいと、当社に対し、速やかに漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとします。
2. 加盟店は、再委託先においてクレジットカード番号等の漏洩等が発生した場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると当社が判断した場合には、再委託先をして、漏洩等の原因を加盟店に報告させたいと、再発防止のための必要な措置（再委託先の従業者に対する必要かつ適切な指導を含む）を講じさせるものとし、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
3. 当社は、本条第2項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店での漏洩事故等が生じた場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、第19条第3項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を再委託先に行うよう要請できるとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。
4. 加盟店は、本条に定める当社の権利が実現可能となるのに必要となる再委託先の義務を再委託先との契約において定めるものとし

ます。

第22条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとします。
2. 本条第1項の第三者からの当社に対する申立、第18条3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担するものとします。
3. 本条の定めは、本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から加盟店または当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

第23条（個人情報安全管理措置）

1. 加盟店は、個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店および再委託先における個人情報（クレジットカード番号等を含む。本条において以下同じ）の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の精度、システム整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、再委託先の監督等適切な措置を講ずるものとします。
2. 加盟店は、売上票やCAT等およびそれらに記載または記録されている個人情報を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は売上票の加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに、CAT等にカード情報を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとします。
3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。
4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータその他サーバーの脆弱性を含むがこれに限られません）に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとします。

第24条（解約）

加盟店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本契約を解約することができるものとします。

第25条（規約違反）

1. 第24条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、当社は本契約を直ちに解除できるものとします。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。

- (1) 加盟店申込書または本規約に定める届出（変更届を含む）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
- (2) 第1条第4項に違反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
- (3) 第2条ないし第10条に定める手続によらずに信用販売を行った場合
- (4) 第6条第3項または第12条第3項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合
- (5) 第15条の規定に違反して買戻しに応じなかった場合
- (6) 割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合
- (7) 加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
- (8) 加盟店または関連会社(関係者等含む)が暴力団その他の反社会的勢力であることもしくはあったことが判明した場合、あるいは自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合
- (9) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
- (10) 監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
- (11) 自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
- (12) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき。または自らこれからの申立てをしたとき。
- (13) その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (14) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合
- (15) その他本規約に違反した場合若しくは会員からの苦情等により当社が加盟店として不適当と認めた場合

2. 本条第1項各号のいずれかの事態が発生した場合、本条第1項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前または当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。

3. 加盟店は、本条第1項により本契約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。

第26条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、連絡先、指定預金口座等加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。
2. 加盟店は、本条第1項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第12条第1項に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。

第27条（状況報告）

加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況および特定時期の財務状況について、文書その他当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。

第28条（規約の変更、承認）

本規約を変更した場合には、当社は加盟店に対して変更内容を通知または新規約を送付します。加盟店がその通知または送付を受けた後において会員に対してカードによる信用販売を行った場合には、変更事項または新規約を承認したものとみなします。

第29条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱をするものとします。

第30条（連帯保証人）

加盟店の連帯保証人は、加盟店が本契約に基づき当社に対して負担する一切の債務につき連帯保証するものとします。

第31条（その他合意事項）

本契約の締結以前に加盟店と当社との間で、クレジットの取扱いに関する契約が締結している場合、当該契約に基づく全ての信販取引については、取引条件を除き、本契約の約定が適用されるものとします。

第32条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地（北九州市）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第33条（準拠法）

本規約に関する準拠法はすべて日本国法が適用されるものとします。

第34条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団
 - (2)暴力団員
 - (3)暴力団準構成員
 - (4)暴力団関係企業
 - (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6)その他前各号に準ずる者
- 2.加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3.当社は、加盟店、加盟店の子会社、関連会社もしくは関係者等が前2項各号に該当すると判明したとき、又は関係諸法令もしくは公序良俗に反する行為（暴力団その他の反社会的勢力との取引を含む）を行ったときは、何らの通知・催告することなく、本契約を解除することができるものとします。

以上

日専連ギフトカード取扱規約

第1条（日専連ギフトカード取扱店）

本規約を承認のうえ、株式会社日専連ベネフル（以下「当社」という。）に取扱いを申込み、当社が加盟店規約（以下「原規約」という。）に定める信用販売の種類に追加して、本取扱いを認めた加盟店を日専連ギフトカード取扱店（以下「取扱店」という。）とします。

第2条（信用販売）

取扱店は、使用者が当社を含む全国の日専連組織が発行する日専連ギフトカード（以下「ギフトカード」という。）を提示して、物品の販売、サービスの提供、その他取扱店の営業に属する取引を求めた場合には本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、店頭において信用販売を行うものとします。また、ギフトカードをもって現金との引替え、若しくはつり銭の支払は行わないものとします。

第3条（信用販売の方法）

1.取扱店は使用者からギフトカードの提示による信用販売の要求があった場合、当該ギフトカードの真偽、有効性を確認のうえ、当該信用販売額と当該ギフトカード券面額とが相当額であれば信用販売を行うものとします。なお、不足額が生じた場合は、使用者が原規約に定めるクレジットカードの提示による信用販売または現金にて当該不足額を調整するものとします。

2.前項の信用販売の際、売上票の作成、使用者の署名徴求、承認番号に関する事務は一切不要とします。ただし、不足額の調整についてクレジットカードを利用した場合、その利用分についてはこの限りではありません。

3.ギフトカードの券面額は500円券、1000円券の2種類とします。

4.取扱店は、明らかに偽造・変造と認められるギフトカードの提示を受けた場合、当該ギフトカードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。

第4条（ギフトカードの有効性）

有効なギフトカードとは名称、金額、発行番号、および発行者名が明白であり、かつ有効期限内のものをいいます。

第5条（提出および支払方法）

1.利用者より受領したギフトカードは、ギフトカード裏面に取扱加盟店のゴム印を押し再利用できないようにするものとします。

2.取扱加盟店の当社に対する代金請求は、当社所定の売上集計表にギフトカードを添付のうえ当社宛に送付するものとします。

3.当社は送付されたギフトカードについて表記記載の売上締日・支払日に当社所定の手数料（ギフトカード取扱手数料）を差し引いた金額を取扱加盟店の指定口座へ支払うものとします。

第6条（種類および形式等の変更）

ギフトカードの種類、様式、色彩等を変更または追加する場合は、当社は取扱加盟店に対して、新しいギフトカードを発行する以前に説明書等を通知するものとします。

第7条（解約）

- 1.取扱店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本規約を解約することができるものとします。
- 2.前項にかかわらず、原規約が失効された場合、本契約は終了し、その効力を失うものとします。

第8条（準用規定）

本規約に定めのない事項については、原規約の定めるところに準ずるものとします。

加盟店情報の取扱いに関する同意条項

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

加盟店およびその代表者ならびに加盟申込をした個人・法人・団体およびその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」という。）は、株式会社日専連ベネフル（以下「当社」という。）が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」という。）、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、当社の業務、当社事業に係る商品開発もしくは市場調査のために、加盟店に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）を当社が適当と認める保護措置を

講じたうえで当社が取得・保有・利用することに同意します。また、加盟店は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟申込時の審査ならびに加盟後の管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意します。

- (1) 加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込み時および変更届出時に届出した情報
- (2) 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日および加盟店と当社との取引に関する情報
- (3) 加盟店のクレジットカードの取扱状況（他社カードを含む）に関する情報
- (4) 当社が取得した加盟店のクレジット、カードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
- (5) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (6) 当社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
- (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報および当該内容について当社が調査して得た内容
- (9) 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始その他倒産手続き開始の申し立てその他の加盟店に関する信用情報

第2条（加盟店情報交換制度について）

一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業省から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジット利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理および提供を、加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という。）にて行っております。

第3条（加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意）

1.加盟店は、本契約（申込みを含む）に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟するJDMセンターに登録されること、ならびにJDMセンターに登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、加盟店に関する加盟入会審査および加盟店契約締結後の管理のため、JDMセンター参加会員（以下「JDM会員」という。）によって利用されることに同意するものとします。なお、当社が現時点で加盟するJDMセンターは第4条のとおりであり、その後、変更追加された場合には、当該変更追加内容を加盟店に通知ないし当社が適当と認める方法で公表することによ

り、本規約における JDM センターとして追加変更されるものとします。

- 2.加盟店は、当社の加盟する JDM センターに登録されている加盟店に関する情報を、当社が、加盟入会審査および加盟店契約後の管理のために利用することについて同意するものとします。
- 3.加盟店は、客観的事実に関する情報が、当社の加盟する JDM センターを通じて、JDM 会員に提供され、同条 1 項記載の目的で利用されることに同意するものとします。
- 4.加盟店は、客観的事実に関する情報が、第 4 条で定める共同利用の目的、登録される情報、共同利用の範囲内で当社の加盟する JDM センターの JDM 会員相互によって共同利用されることに同意するものとします。

第 4 条（当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲および目的等について）

名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階
電話	03-5643-0011
受付時間	月～金曜日 午前 10 時～午後 5 時（年末・年始等を除きます） ※詳細はお問合わせください
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM 会員における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用される情報の範囲(内容)	①包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由。 ②個別信用購入あっせん取引における、当該販売店等との加盟店契約時の調査および苦情処理のために必要な調査の事実および事由。 ③包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の利益の保護に欠ける行為を

	したことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由。 ④利用者等の保護に欠ける行為に該当し、または該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実に関する情報。 ⑤利用者等（契約済みのものに限らない）から当社および JDM 会員に申し出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報。 ⑥行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報。 ⑦JDM センターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容。 ⑧上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報。 ⑨前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者または個別信用購入あっせん関係販売業者の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑤の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。
共同利用の範囲	包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者のうち、一般社団法人日本クレジット協会会員でありかつ JDM 会員（JDM 会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。） http://www.j-credit.or.jp/
登録される期間	登録した日から 5 年を超えない期間
共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター） 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階 03-5643-0011

第 5 条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1.加盟店の代表者は、当社および JDM センターに対して、個人情報に関する法律に定めるところに従い、当社および JDM センター所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、当社の開示請求の窓口は、本同意条項に記載のお客さま相談室とします。
- 2.万一、当社が保有する加盟店情報または当社が JDM センターに登録した登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第 6 条（本同意条項に不同意等の場合）

加盟店は、加盟店が本規約に必要な記載事項（契約書面に契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、当社が本契約の締結を拒否しあるいは本契約を解除することがあることに同意するものとします。ただし、本条は、当社の本契約の締結に関する意思決定の事由を制限するものではありません。

第 7 条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）

- 1.加盟店は本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由のいかんを問わず、加盟申込みをした事実、内容について当社が利用することおよび JDM センターに一定期間登録され、加盟会員が利用することに同意するものとします。
- 2.加盟店は当社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

第 8 条（条項の変更）

本同意条項は加盟店に対する通知または当社が適当と認める方法で公表することにより、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。
(2013 年 11 月改定)

お客さま相談窓口

加盟店情報の開示、訂正、削除についてのお問合わせ、ご相談、およびご利用中止のお申し出に関しましては下記にご連絡ください。

株式会社日専連ベネフル お客さま相談室

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町 1-6-15
電話番号 (093) 521-7211（受付期間：平日 9：30～18：00）